

## ■後期高齢者負担割合配慮措置について

現在後期高齢者で窓口負担割合が2割の患者様は、窓口負担を抑える配慮措置が施行されています。

**配慮措置は令和7年9月30日まで**です。そのため令和7年10月以降の負担金は2割計算に戻ります。

<配慮措置とは>

月の総点数が3,000点を超えるタイミングで、負担金の計算が総点数×10×1割+3,000円の計算式に変わることです。

例：月の総点数が5,000点だった場合の窓口負担金は8,000円（=5,000点×10×1割+3,000円）

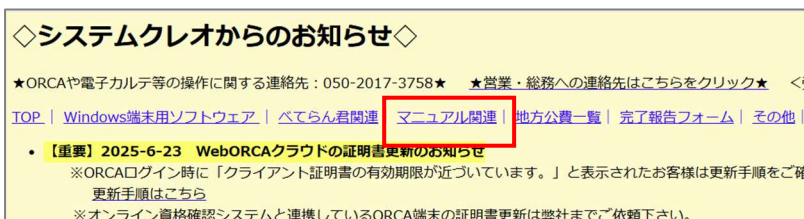
## ■連携アプリケーションの更新メッセージについて

下記画面が表示されましたら更新作業が必要です。



更新手順は下記手順で確認することができます。

①システムクレオからののお知らせ画面より「マニュアル関連」を選択します。



②「その他」→「連携アプリケーションの更新」の順に選択します。

